

業務名：札幌市母子父子寡婦福祉資金貸付金債権回収等業務

記載箇所	質問	回答
仕様書 項番3	履行期間は本年度末となっています。 本プロポーザルのタイミングを考慮すると、業務終了まで7ヵ月程度となります。 これについて以下の各項へのご回答をお願いします。 ①令和9年度以降の業務については、再度年度内にプロポーザルを実施されるご予定かご教示ください。 ②業務内容に問題がなければ次年度も継続してご契約いただける可能性があるか否かご教示ください。※あくまで可能性で結構です。 ③②において継続いただける可能性がある場合、次年度の委託料増減見直しを協議いただける可能性があるか否かご教示ください。	① 令和9年度以降の業務につきましては、令和8年度中の公募（プロポーザル）実施を検討しています。 ② 令和9年度以降の複数年契約の導入についても、検討してまいります。 ③ 次年度の委託料につきましては、改めて対象となる委託債権を精査した上で決定いたします。
仕様書 項番4	委託料上限「税込14,000千円」とあります。 税込14,000千円を超過する見込みとなった場合、期中において協議のうえ上限の修正が可能かご教示ください。	令和8年度の委託料上限額は14,000千円（税込）であり、期中における上限額の増額修正は行いません。
仕様書 項番5 (1) イ	委託予定債権556件とあります。 これは債権数ではないかと考えていますが以下をご教示ください。 ①以下を合算した債務者総数…概算で結構です。 総主債務者数 総連帯借受人数 総連帯保証人数 ②556件中過去に外部委託したことがある案件の比率 ※概算で結構です。	① 債務者総数は以下のとおりとなります（人数は概算です）。 ・総主債務者数：380名 ・総連帯借受人数：325名 ・総連帯保証人数：360名 ② 556件のうち、過去に外部委託の実績がある案件の比率は概算で約63％です。
仕様書 項番7 (1) イ	「訪問の必要性は受託者に一任する」との記載がありますが、この記載の場合『必要性がないと判断』したことで1件も現地訪問調査を行わなくても問題がないとも読めてしまいます。 その認識で相違ないかご教示ください。	ご認識の通りです。 本業務における訪問につきましては、効率的かつ効果的な債権回収に向けて、受託者の専門的な知見やノウハウに基づき必要性を判断していただくものと考えております。そのため、他の方策が有効であると判断され、結果として訪問が発生しなかった場合は問題ありません。
仕様書 項番7 (3) ウ	「委託者が指定する方法」による送金とのご指示があります。 これは金融機関等への一括送金と考えて問題がないかご教示ください。 また、仮に納入通知書等による送金の場合、以下のいずれをお考えかご教示ください。 ①毎月総額記載の納入通知書等1枚（または数枚）お預かりして送金 ②債務者個人別納入通知書等による送金	毎月、複数枚の納入通知書等を発行し払込を行っていただくことを想定しております。